

2020年度関東地域事業用自動車安全施策

はじめに

関東運輸局及び関係業界団体は、平成21年3月に国土交通省において取りまとめられた「事業用自動車総合安全プラン2009」（以下、「プラン2009」という。）の趣旨を踏まえ、一丸となって事故防止対策に取り組んできたところである。しかしながら、軽井沢スキーバス事故等の社会的影響の大きい重大事故の発生、自動車の先進安全技術の急速な発展など、大きな状況の変化があったことから、国土交通省ではプラン2009を改訂し、平成29年6月に「事業用自動車総合安全プラン2020」（以下、「プラン2020」という。）を策定したところである。

関東運輸局管内においては、各モード共に事故件数、死亡事故件数は減少傾向にあるものの、現在の減少ペースではプラン2020を踏まえた2020年の「関東地域における事業用自動車交通事故削減目標」（以下、「削減目標」という。）の達成は厳しい状況にあるところである。

また、業態毎に事故の傾向や特徴に違いがあるとともに、近年、運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案が増加していることから、運転者の健康管理や運転者教育の充実・強化等、事故の傾向や特徴を捉えた対策をより一層講ずる必要があるところである。

このような状況を受け、削減目標達成に向け、関東運輸局、関係業界団体及び関係機関が連携し、2020年度に講ずべき施策を次のとおり定めたので、関係者はさらなる事故防止の取組を推進していくこととする。

1. 行政・事業者の安全対策の一層の推進と利用者を含めた関係者の連携強化による安全トライアングルの構築

（1）事業者における法令遵守の徹底と安全輸送の取組の強化

- すべての自動車運送事業者においては、経営トップから現場に至るまで輸送の安全確保が第一であることを自覚するとともに、社内に安全風土・安全文化を徹底するなど、運輸安全マネジメントの適確な実施により、PDCAサイクルに沿って事故削減に努める。

【事業者団体】（継続）

- 運送事業者が参加する各種講習会等において制度の周知を図り、評価については、中小規模の貸切バス事業者を対象に、重点的に実施する。

【関東運輸局】（継続）

- 第三者機関による運輸安全マネジメント評価の積極的な活用により、運輸安

全マネジメントの趣旨の徹底と輸送の安全確保を図る。

【事業者団体、自動車事故対策機構】(継続)

- 運行管理者講習を効果的に実施し、アルコール検知器を用いた確実な点呼の実施、危険ドラッグ等薬物の使用禁止、過労運転の防止（交替運転者の配置基準等）、体調急変による事故防止、睡眠不足の運転者の乗務禁止、運転者の指導教育等運行管理の徹底による輸送の安全確保を図る。

【関東運輸局、自動車事故対策機構】(継続)

- 点呼時に運転者が睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、睡眠不足により安全な運転をすることができないおそれのある運転者を乗務させないことを徹底するとともに、運転者の睡眠時間の確保を図る。

【事業者団体】(継続)

- 「旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項の規定に基づき、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」に従って事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間を定め、これを遵守する。

【事業者団体】(継続)

- 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第6項及び貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第7項の規定に基づき、交替運転者を配置する。

【事業者団体】(継続)

- 貸切バス・高速乗合バス・空港連絡バス・ハイヤー・タクシーについては、乗客へのシートベルト着用促進の啓発活動を実施するとともに、発車前の乗客のシートベルトの着用状況の目視等による確認を徹底する。

【事業者団体】(継続)

- 貸切バスの運賃・料金制度による取引の徹底を図るとともに、監査方針に基づき監査を実施する中で、法令違反の疑いが生じた場合には適切に対処する。

【関東運輸局、事業者団体（バス）】(継続)

- 高速乗合バスの管理の受委託による運行の場合については、委託、受託事業者の双方とも法令遵守の状況など安全の管理について随時確認を行う。

【事業者団体（バス）】(継続)

- 「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に定めた各施策について、運輸安全マネジメント評価や監査等を通じ実施状況の確認等を行う。

【関東運輸局】(継続)

(2) 事故情報の活用充実

- 重大事故データの分析・活用による効果的な安全施策を立案する。

【関東運輸局】(継続)

- 事業用自動車に関する事故の情報を定期的に提供する。

【関東運輸局】（新規）

- 事故要因分析検討結果等の活用を推進し、同種事故の再発防止の徹底を図る。

【事業者団体】（継続）

- 「首都高速道路における交通事故防止検討会」（関東トラック協会）により、首都高速道路におけるトレーラ等事業用貨物自動車の重大事故について、人・車両・道路構造の面から分析・検討し、同種事故の再発防止の徹底を図る。

【事業者団体（トラック）】（継続）

（３）運転者の確保、運転者の健康管理及び運転者教育の充実・強化

- 適正な労働契約を締結した運転者を選任する。

【事業者団体】（継続）

- バスの運転者の安定的な確保と育成に向けた取組を実施する。

【関東運輸局、事業者団体（バス）】（継続）

- 健康診断を全運転者に対し受診させ、健康診断結果により再検査等の所見があった運転者については、再検査や医師の診断を受けさせその結果を把握するとともに、医師から乗務に係る意見を聴取する。

また、運転者の疾病の治療状況を継続的に把握する。

【事業者団体】（継続）

- 運転者に対するＳＡＳ（睡眠時無呼吸症候群）の早期発見・早期治療への取組をさらに推進するため、ＳＡＳスクリーニング検査に係る費用の助成等に努める。

また、「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル～ＳＡＳ対策の必要性と活用～」を効果的に活用する。

【事業者団体】（継続）

- 「事業用自動車の健康管理に係るマニュアル」を引き続き周知し、運転者の健康状態の把握、乗務判断等の確実な実施を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」を周知し、脳検診の受診や治療の必要性についての理解の浸透を図り、事業者による脳検診の導入拡大を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

また、脳検診の導入を拡大するため、脳検診に係る費用の助成等に努める。

【事業者団体】（継続）

- 運転者が睡眠不足や体調不良等を申告しやすい職場環境の整備に努めるとともに、健康状態に異常が認められた場合には運転者を交替させる等、適切な運行管理の徹底を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」を周

知し、検診の受診や治療の必要性についての理解の浸透を図り、事業者による心臓疾患に係る検診の導入拡大を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 初任運転者、高齢運転者、事故惹起運転者に対する指導監督の更なる強化を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 新たに雇い入れた運転者の事故及び違反歴を把握するとともに、適性診断を確実に受診させ、適切な指導を行い事故の防止を図る。

なお、過去の事故及び違反歴などの把握をさらに推進するため、運転記録証明書の取得に係る費用の助成等に努める。

【事業者団体】（継続）

- ドライブレコーダー映像等、事業者が保有する情報を活用した運転特性や運転技能の確認及び研修の実施等指導監督を徹底する。

特に、貸切バスにおいては、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に従い、ドライブレコーダーを活用した指導監督の実施の義務付け等、新たな指導監督内容を周知徹底する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を活用し、各社独自のマニュアル等と併せて、運転者教育を充実・強化する。

【事業者団体】（継続）

- 適性診断結果に基づき運転者に自らの運転特性を自覚させ、個々の運転特性を踏まえた運転方法について、運転者に対し指導を行う。

【事業者団体】（継続）

- 指導監督の内容について運転者の習得の程度を把握し、必要に応じて運転者に対し再教育を行う。

【事業者団体】（継続）

- 運転に支障を及ぼすおそれがある病気等の前兆や自覚症状等及び脳疾患・心疾患の前兆や自覚症状等のうち特に急を要するものの症状等について、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」等を活用して運転者に対し指導を行う。

【事業者団体】（継続）

- 業界団体において作成した安全教育用教材等を活用した効果的な運転者への指導・教育を実施する。

【事業者団体】（継続）

- ・ ドライブレコーダー映像を活用した交通KYT-DVD
- ・ 首都高速事故多発地点マップ
- ・ 健康管理ハンドブック

- ・事業用トラックドライバー研修 e-ラーニングテキスト
 - ・トラックの交差点死亡事故の傾向と分析結果「交差点での事故防止について」
 - ・管内におけるバスのヒヤリ・ハット映像等を集約したDVD教材「転ばぬ先の杖」
 - ・車内事故映像を集約したDVD教材「東京バス協会から4つのお願い～車内転倒事故防止～」
 - ・「タクシー事故防止対策検討会」において作成した教材「タクシーによる路上横臥事故の防止に向けて」
- 等

- 事故防止対策支援推進事業等に伴う補助制度を活用するなど、社内安全教育等を実施する際には外部専門家によるコンサルティングを積極的に活用するなど、社内安全教育の充実を図るよう推進する。

【関東運輸局】（継続）

（４）整備の充実・強化

- 大型車の車輪脱落事故及び車両火災などの車両故障に起因する事故等を防止するため、再発防止策を含め、確実な点検整備の実施について、自動車点検整備推進運動、整備管理者研修等あらゆる機会を捉え、周知徹底する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- シートベルトの取り付け状態等の確実な点検の実施について周知徹底する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 「貸切バス予防整備ガイドライン」に基づく整備管理方法について周知徹底する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の大型自動車にあつては、スペアタイヤ及びその取付装置の確実な点検の実施について周知徹底する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 大型車の車輪脱落事故及び車両火災等社会的影響の大きな車両故障事故に対する要因分析調査の実施及びホームページへの公表を行い、同種事故の再発防止を図る。

【関東運輸局】（継続）

- 整備管理者研修を効果的に実施し、上記内容を含め整備管理の徹底による輸送の安全の確保を図る。

【関東運輸局】（継続）

- 点検整備実施率向上のため、点検整備推進運動及び街頭検査等において積極的に啓発活動を実施するとともに、整備管理者研修等においても点検整備の重要性について周知し、その実施について積極的に推進する。

【関東運輸局、事業者団体】(継続)

- 車検切れ運行を防止するための適切な車両管理の徹底を図る。

【関東運輸局、事業者団体】(継続)

(5) 保安指導を担う指導的人材の育成・資質の向上と安全体質の底上げ

- 貨物自動車運送適正化事業実施機関職員の巡回指導の資質向上を図るため、各運輸支局において、貨物自動車運送適正化事業実施機関職員等との連絡協議会を概ね四半期に1回程度開催する。

【関東運輸局】(継続)

- タクシー事業に係る旅客自動車運送適正化事業実施機関の巡回指導の資質向上を図るため、連絡会議を開催し指導等が適切に実施されるよう助言を行うとともに、連携を図る。

【関東運輸局、事業者団体(タクシー)】(継続)

- 一般貸切旅客自動車運送適正化機関が行う巡回指導が適確に実施されるよう巡回指導員に対する研修を行う。また、原則、毎月1回実施する同機関との定例会議において、巡回指導の資質向上を図るため、問題点等について協議を行い、同機関に対し助言するとともに、連携・強化を図る。

【関東運輸局】(継続)

(6) 優良事例の共有

- 各事業者等が実施している事故防止対策等の優良事例等について、他事業者の参考となるよう情報共有し、さらに水平展開を推進していく。

【関東運輸局、事業者団体】(継続)

(7) その他

- 海上コンテナセミトレーラの輸送の安全を図るため、街頭検査及び各種研修会等の機会を捉え、緊締装置の確実なロックの徹底及び横転事故防止の徹底について啓発活動を実施するとともに、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」等について認識するよう啓発する。

【関東運輸局、事業者団体(トラック)】(継続)

2. 監査等の実効性の向上による違反行為等の是正及び悪質事業者の排除

- 監査方針・処分基準等により、重大かつ悪質な法令違反の疑いのある事業者への集中的な監査を行い、重大な法令違反が確認された場合には、事業停止等の厳格な処分を実施する。

また、貸切バス事業者に対して違反事項の早期是正、処分量定及び使用停止車両割合の引き上げ、運行管理者に対する処分の強化等監査・処分の実効性の向上を推進していく。

さらに、更なる監査体制強化のため、引き続き監査要員の増員を国土交通本省に対し要求するとともに、自動車監査指導部の監査官が各運輸支局に出向き、専門的知見・ノウハウを強化する目的で研修を実施するなど、運輸支局担当者の資質向上の強化を推進していく。

加えて、引き続き、労働基準監督機関等と連携を図り監査・監督を実施する。

【関東運輸局】(継続)

- 事業用自動車の発着状況、交通環境等の周辺状況を事前に調査し、事業用自動車の運行実態等を確認するため、効果的な実施場所、時間帯等を選定し街頭監査を実施する。

また、貸切バス事業者において、法令違反が確認された場合は、他の運行で同様の法令違反がないかどうかを確認するため、街頭監査実施日から30日以内に一般監査を実施する。

【関東運輸局】(継続)

- 適正化実施機関を活用し国の監査機能を補完することにより、国による監査の重点化を実施する。

加えて、同機関が行う巡回指導の結果に基づき、改善を実施しない事業者及び改善を報告しない事業者について定期的な報告を受け監査を実施するとともに、巡回指導を拒否した事業者及び運行管理者が全く不在等輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反があった事業者については、速報案件として速効性のある監査を実施する。

【関東運輸局】(継続)

3. 利用者を含めた関係者の連携強化による安全性の向上

(1) 利用者が優良事業者を選択するために必要な安全情報等の提供

- 監査等あらゆる機会を通じ、事業者が行わなければならない安全情報の公表等について指導・徹底を図る。

【関東運輸局】(継続)

- 貸切バス事業者安全性評価認定制度について、認定事業者の公表を行うとともに、引き続き自治体や利用者等に対し、同制度の周知を図る。

【関東運輸局、事業者団体(バス)】(継続)

- 優良タクシー乗り場の評価、検証を行い、新たな乗り場設置を図る。

【関東運輸局、事業者団体(タクシー)、タクシーセンター】(継続)

- 各都県における優良乗務員証などの普及・促進及び利用者へのPR活動を行う。

【事業者団体(タクシー)】(継続)

- Gマーク制度(貨物自動車運送事業安全性評価制度)の普及促進を図る。

【事業者団体(トラック)】(継続)

- 利用者等による事業者の選択を可能とし利用者保護に資するとともに、事業

の健全な発達及び輸送の安全確保に資するため、ネガティブ情報の開示等を行う。

【関東運輸局】(継続)

- バス協会が7月に実施する「車内事故防止キャンペーン」を捉え、利用者に対する車内事故防止の啓発活動を重点的に実施する。

【事業者団体(バス)】(継続)

(2) 運転者の労働条件改善、担い手確保に向けた働き方改革の取組

- 「働き方改革の実現に向けたアクションプラン」に基づき、長時間労働の是正など労働条件の改善、運転者の確保や生産性の向上等の取組を推進する。

【事業者団体】(継続)

- 運転者確保・育成に向けた対策を推進する。

【関東運輸局】(継続)

- トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会を各都県で行うこととし、その中で取引環境、労働時間改善を図っていく。

【関東運輸局、事業者団体(トラック)】(継続)

- 荷主等発注者へのコンプライアンスの徹底を図るため、荷主勧告制度の運用を見直し(平成29年7月1日)荷主関与の判断基準を明確化するとともに、荷主の関与の蓋然性が高いと考えられる違反行為については、行政処分の有無にかかわらず早期に荷主に対し協力要請を行うなど、同制度の適切な運用を図っていく。

【関東運輸局】(継続)

- 「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」及び「トラック運送サービスを持続的に提供可能とするためのガイドライン」の普及、定着の促進を図る。

【関東運輸局、事業者団体(トラック)】(継続)

- 「運転者職場環境良好度認証制度」の普及促進及び求職者への周知を図る。

【関東運輸局、事業者団体】(新規)

(3) タクシー事業の市場構造の適正化

- 改正タクシー適正化・活性化法に基づき、タクシーの供給過剰又はそのおそれがある地域として指定された地域における供給輸送力の削減及び需要活性化の取組が円滑に実施されるよう指導・助言を行う。

【関東運輸局】(継続)

(4) 車両の安全対策

- 街頭検査の実施においては、警察等と連携を強化し、運転席の視野の確保や、不正改造等の防止に係る指導を強化するとともに、不正改造車の排除を推進す

るため、「不正改造車を排除する運動」において積極的に啓発活動を実施する。

また、整備管理者研修及び整備主任者研修会等において不正改造車の排除について周知を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- スピードリミッターの不正改造防止のため、警察との連携を強化し、街頭検査、監査等を効率的に実施するとともに、スピードリミッターの不正改造を行った者又は行った疑いのある者に対し、関係部署と連携し対応を強化する。

【関東運輸局】（継続）

（５） その他

- 適切な運行計画に基づく輸送の安全確保の徹底を図る。

【事業者団体】（継続）

- 適性診断及び運行の管理に関する講習の認定機関に対しては、必要な情報提供、連絡会議の開催、認定機関の実態把握等により、認定機関の質の維持・向上や適正な業務の実施を図る。

【関東運輸局】（継続）

４． 飲酒運転等悪質な法令違反の根絶

- 飲酒運転の根絶に向けた取組を推進し、酒気帯び運転等の禁止についてより一層の徹底を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 点呼の際、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声等を確認することに加え、アルコール検知器を使用して運転者の酒気帯びの有無を確認し、確実な点呼の実施のもとに飲酒運転の根絶を図る。

【事業者団体】（継続）

- 運転者等に対し、覚せい剤や危険ドラッグ等の薬物の使用の弊害等についての知識の普及を図り、厳にその使用防止について指導を徹底する。

【事業者団体】（継続）

- 乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止対策を徹底する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 運転者に対し、法令遵守の指導を徹底し、無免許運転及び救護措置義務違反等、法令違反の根絶を図る。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

５． より先進的なＩＴ・安全技術の活用

- 事故防止対策支援推進事業等に伴う補助制度を活用するなど、ドライブレコーダー、デジタル式運行記録計等ＩＴ機器の普及促進を図り、運行管理の高度化を図るようさらに推進する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 事故防止対策支援推進事業等に伴う補助制度を活用するなど、大型トラック・バス及びタクシー事業者に対し、先進安全自動車（衝突被害軽減ブレーキ、ふらつき注意喚起装置など）等新技术を搭載した自動車の導入を推進する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 事故防止対策支援推進事業等に伴う補助制度を活用するなど、ＩＴを活用した遠隔地における点呼機器、運行中における運転者の疲労状態を測定する機器、休息期間における運転者の睡眠状態等を測定する機器等、過労運転防止のための機器の導入を推進する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

- 令和元年６月に公表された「適切な運行管理と安心経営のためのＩＣＴ活用ガイドブック」を周知し、ＩＣＴ導入についての理解の浸透を図る。

【関東運輸局】（新規）

6. 超高齢社会を踏まえた高齢者事故の防止対策

（１）高齢運転者の特徴を踏まえた事故防止対策

- 事業用自動車の運転者についても高齢化傾向が見られる状況であることから、高齢運転者の特徴を踏まえ、適齢診断の受診を徹底し、事業者が個々の運転者の運転特性を把握した上で、運転上の注意事項を適確かつきめ細やかに指導監督するとともに、状況に応じて適切な措置をとる等の対策を推進する。

【事業者団体】（継続）

（２）高齢歩行者、乗客等の事故を防止するための対策

- 高齢者による乗合バス車内事故、交差点等における死亡事故などの事故調査を実施し、事故要因分析検討結果（事故要因及び再発防止策）を公表するとともに、研修会等において周知する。

【関東運輸局】（継続）

- 各業態において、高齢者が被害者となる事故の実態を把握するとともに、事故実態を踏まえた対策を多角的に講ずる。特にバスでは、発進時停車時の安全基本動作に係る指導監督を徹底する。

【事業者団体】（継続）

7. 事故関連情報の分析等に基づく特徴的な事故等への対応

（１）モード毎や地域毎の特徴を捉えたきめ細やかな事故の分析とその結果に基づく適切な対策の実施

《バス関係》

- 関東運輸局と事業者団体とが連携して設置している「乗合バス事故防止対策検討ワーキンググループ」において、業態別の事故発生状況等を踏まえつつ、

現場まで浸透させるための対策を検討し、確実に実施するとともに、効果検証を行い、更なる事故防止対策を検討する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

◆重点削減目標

車内事故の削減（特に、発進時及び停車時の車内事故の削減）

対歩行者・自転車事故の削減

飲酒運転ゼロ

◆重点削減目標に向けた具体的促進策

【事業者団体】

① 車内事故防止の具体的な取組

- ・ 停留所発進時における安全基本動作の徹底
- ・ 着席案内及び着席確認の徹底
- ・ ドライブレコーダー映像を活用した運転者教育
- ・ 乗客が着席してから発車すること及び車間距離を確保する「ゆとり運転」の励行
- ・ 点呼時における「ゆとり運転」の徹底
- ・ バスが停車してから離席する「ゆとり乗降」の啓発
- ・ 適正な所要時間の再検討
- ・ バス協会が7月に実施する「車内事故防止キャンペーン」を捉え、利用者に対する車内事故防止の啓発活動
- ・ 全国のバス事業者が一堂に会する全国バス事業者大会において行う安全輸送決議への車内事故防止対策の盛り込み
- ・ メールマガジン等による広報活動
- ・ 昨年作成した乗合バスの車内事故防止の啓発映像の活用

② 歩行者・自転車事故防止の具体的な取組

- ・ 安全確認の確実な実施（特に発進時におけるアンダーミラーの確認励行）
- ・ 右左折時の一時停止または最徐行の徹底
- ・ 歩行者・自転車の側方通過における側間距離（側方通過時2m以上）の徹底
- ・ メールマガジン等による広報活動
- ・ ドライブレコーダー映像を活用した運転者教育
- ・ 歩行者・自転車利用者に対する啓発

③ その他

- ・ バスドライバー安全運転コンテストの実施（適切なハンドル操作、ブレーキ操作、高齢の乗客に対する接遇等、車内事故防止を図るための技量も審査対象）
- ・ 「全国交通安全運動」、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」及び「車内事故防止キャンペーン」期間を捉えて、急な飛び出し、割り込

みの危険性についての歩行者に対する啓発活動を実施

- ・安全運転行動の統一化のために添乗調査表を作成して添乗調査を実施し、運転者教育に活用

《法人タクシー関係》

- 関東運輸局と事業者団体とが連携して設置している「タクシー事故防止対策検討会」において、業態別の事故発生状況等を踏まえつつ、現場まで浸透させるための対策を検討し、確実に実施するとともに、効果検証を行い、更なる事故防止対策を検討する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

◆重点削減目標

交差点内事故（出会い頭、人対車両）の削減
路上横臥者等の轢過事故の削減
後退時事故の削減
飲酒運転ゼロ
覚せい剤・危険ドラッグ等薬物使用運転ゼロ

◆重点削減目標に向けた具体的促進策

【事業者団体】

- ・運行管理者を対象とした研修会の開催
- ・ドライブレコーダー映像を活用した運転者教育
- ・適性診断結果を活用した運転者教育
- ・事故情報、事故原因、再発防止対策の共有
- ・危険予知運転能力の向上
- ・制限速度の遵守、前方左右の安全確認、薄暮時の早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行の徹底
- ・路上横臥者等発見時の警察への通報と保護活動及び警察との連携強化
- ・路上横臥者の轢過事故防止のために新たに作成した映像資料を活用した運転者教育

◆広報、啓発活動

【事業者団体】（継続）

- ・機関誌等による広報活動の実施、また、ポスターやビラ等を各営業所に掲示又は運転者へ配布し、具体的な事故防止ポイント等について啓発
- ・利用者に対するシートベルト着用の啓発

《個人タクシー関係》【事業者団体】（継続）

◆重点削減目標

死亡事故ゼロ
飲酒運転ゼロ

交差点での事故削減

◆重点削減目標に向けた具体的促進策

各所属団体は、安全運行指導員が中心となり、傘下事業者に対して以下の取組を実施する。

- ・ かもしれない運転、二段階停止による安全確認、薄暮時の早めのライト点灯とこまめなライト上向き走行の徹底
- ・ 危険予知訓練（KYT）の実施
- ・ 適性診断結果に基づく自身の運転特性の把握
- ・ ドライブレコーダーの導入促進
- ・ 健康診断結果に基づく健康管理
- ・ 自家使用時も含みアルコールチェックの確実な実施
- ・ 運転免許証の有効期限と自動車検査証の有効期間の把握
- ・ 研修会、講習会の積極的な開催

《トラック関係》

- 関東運輸局と事業者団体とが連携して設置している「関東圏における自動車事故防止対策検討会」において、業態別の事故発生状況等を踏まえつつ、現場まで浸透させるための対策を検討し、確実に実施するとともに、効果検証を行い、更なる事故防止対策を検討する。

【関東運輸局、事業者団体】（継続）

◆重点削減目標

事業用トラックを第一当事者とする死亡事故件数を車両台数1万台当たり「1.5」件以下とし、各都県（車籍別）の共有目標とする。

飲酒運転ゼロ

◆重点削減目標に向けた具体的促進策

【事業者団体】

- ・ 事業用トラック重点事故対策マニュアルの策定（追突・交差点）
- ・ 追突事故防止及び交差点事故防止マニュアル活用セミナー、60分で判るトラック重大事故対策（出前）セミナー、ドライブレコーダー実践セミナー、過労死等防止・健康起因事故防止セミナー、トレーラの適正な使用等に係る研修の開催・受講の促進
- ・ ドライブレコーダー及びデジタル式運行記録計等安全管理機器のより積極的な導入の促進
- ・ 助成事業の実施・増額
 - バックアイ、サイドビューカメラ等視野確認支援装置導入助成
 - 健康診断・SASスクリーニング検査助成の増額
 - 血圧計導入促進助成
 - 適性診断助成の増額

他

- ・ドライバーコンテストの実施

◆事故分析及び有効な事故防止対策の検討・活用

【事業者団体】

- ・車籍別、発生地域別、車両区分別、道路区分別等詳細な事故分析手法の見直し及び迅速かつ効果的な検証による新たな対策の樹立
- ・事業用トラックによる死亡事故の発生地域別データベースの構築及び事故防止啓発ツールとしての活用

(2) 事故調査機能の強化

- 事業用自動車事故調査委員会が実施する事故要因の調査分析及び再発防止策の検討に協力するとともに、同委員会の再発防止策の提言を受けた対策について、他事業者に対しても展開し指導する。

【関東運輸局】(継続)

- 管内の業態別の事故発生状況等を踏まえ、調査対象事故を選定し、事故調査を実施するとともに、事故要因の調査分析及び再発防止策の検討を行う。

さらに、検討結果を基に事故惹起事業者を指導するとともに、その他の事業者に対して検討結果を周知し、研修会等において指導する。

【関東運輸局】(継続)

8. 道路交通環境の改善

- 事故が起こりやすい道路環境の改善を図るため、交通管理者又は道路管理者等へ要請を行う。

【事業者団体】(継続)

- ・交差点事故の防止を図るため、歩車分離式信号機の設置拡大及び交差点横断歩道の位置を交差点から離して設置することについて要請する。
- ・社会的影響の大きな重大事故に対する要因分析調査を踏まえ、必要に応じて道路交通環境の改善について要請する。
- ・具体的な改善箇所等の情報を収集し、改善について要請する。
- ・トラックベイの設置等について要請する。
- 交通安全上支障のあるバス停の改善に取り組む。

【関東運輸局、事業者団体(バス)】(新規)

令和2年度関東地域事業用自動車安全対策会議 委員等名簿

委 員	内藤 泉	関東地区バス保安対策協議会議長 (関東バス株式会社取締役社長)
	高桑 毅	関東地区バス保安対策協議会 (一般社団法人東京バス協会常務理事)
	坂本 篤史	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会交通事故防止 委員会委員長 (実用興業株式会社代表取締役社長)
	三上 弘良	関東地区ハイヤー・タクシー協議会 (一般社団法人神奈川県タクシー協会専務理事)
	漆原 孝	関東地区ハイヤー・タクシー協議会 (一般社団法人神奈川県タクシー協会交通指導事故防止委員会委員長)
	田中長吾郎	一般社団法人全国個人タクシー協会関東支部副支部長 (東京都個人タクシー協同組合副理事長)
	伊藤 秀男	一般社団法人全国個人タクシー協会関東支部執行専務
	森本 勝也	一般社団法人東京都トラック協会運輸安全委員会委員長 (東亜物流株式会社代表取締役社長)
	山崎 正	関東トラック協会
	北田 耕助	自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会常任幹事
	永島 和弘	独立行政法人自動車事故対策機構東京主管支所長
	藤野 輝一	関東地方交通運輸産業労働組合協議会副議長
	下田 雅樹	首都高速道路株式会社保全・交通部防災・交通管理室 交通管理課長
(オブザーバ)	伊東 寿	関東管区警察局広域調整部広域調整第二課交通調査官
(オブザーバ)	市河 康秀	警視庁交通部交通総務課交通安全組織係長
(オブザーバ)	佐藤 裕二	警視庁交通部交通総務課交通安全組織係

関東地域事業用自動車交通事故削減目標

＜事業用自動車総合安全プラン2020＞

1. 平成32年までに死者数70人以下
2. 平成32年までに人身事故件数8,100件以下
3. 飲酒運転ゼロ

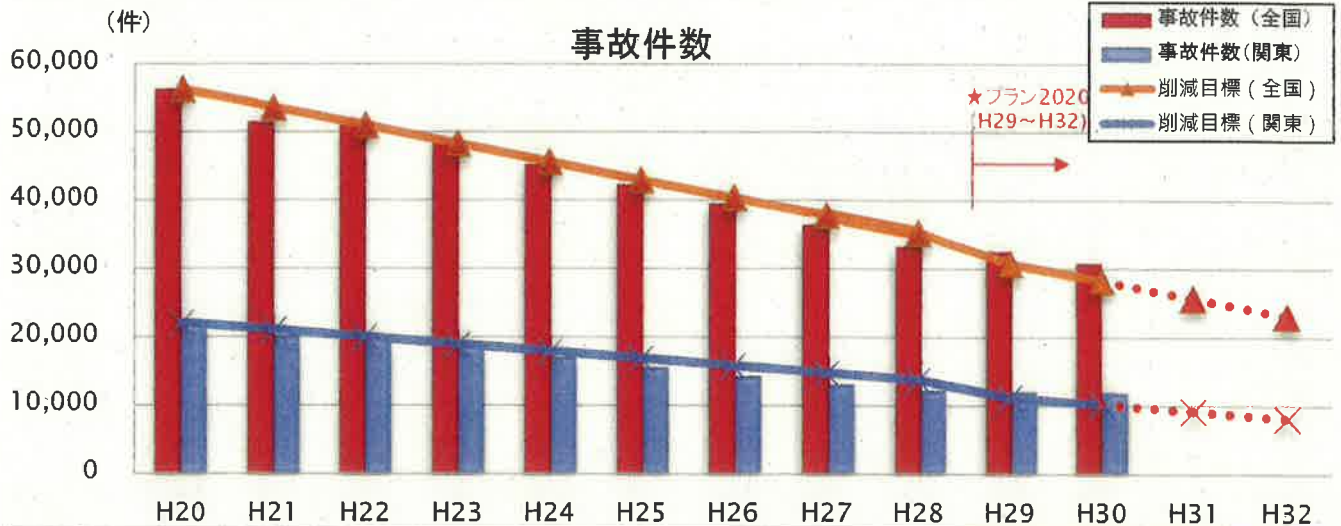
＜業態別目標＞

	死者数（人）		人身事故件数（件）	
	平成30年 （実績）	平成32年 （目標）	平成30年 （実績）	平成32年 （目標）
バス	7	0	507	300
ハイタク	15	10	5,014	3,600
トラック	77	60	6,361	4,200
合 計	99	70	11,882	8,100

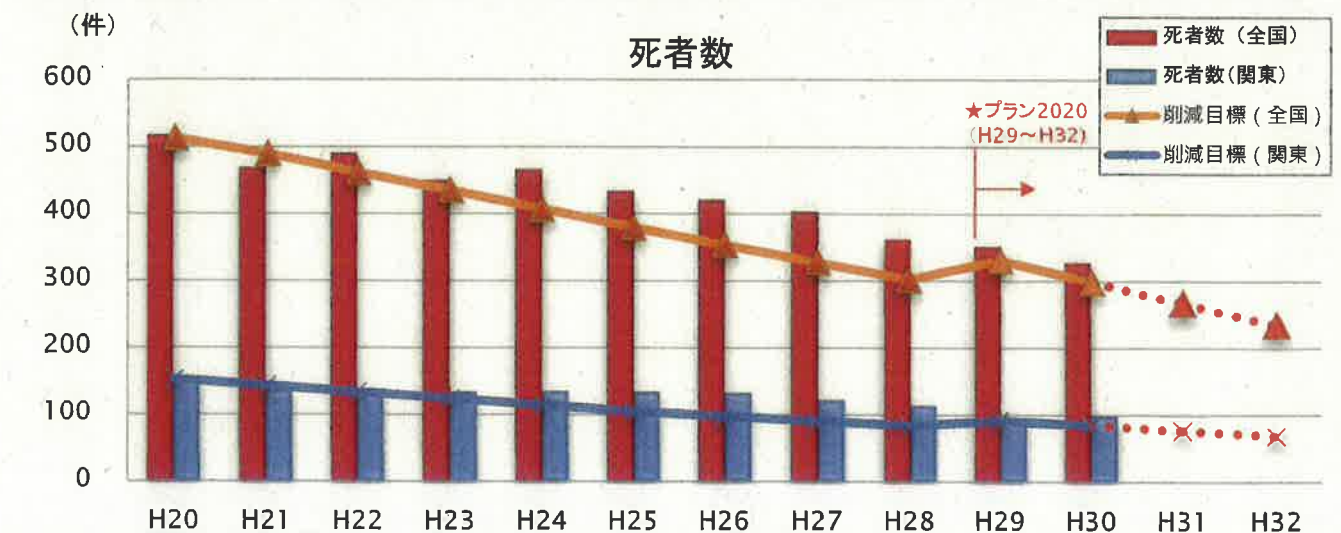
交通事故及び交通事故死者数 削減目標達成状況

関東運輸局自動車技術安全部

事業用自動車の交通事故及び交通事故死者数削減目標達成状況(第1当)

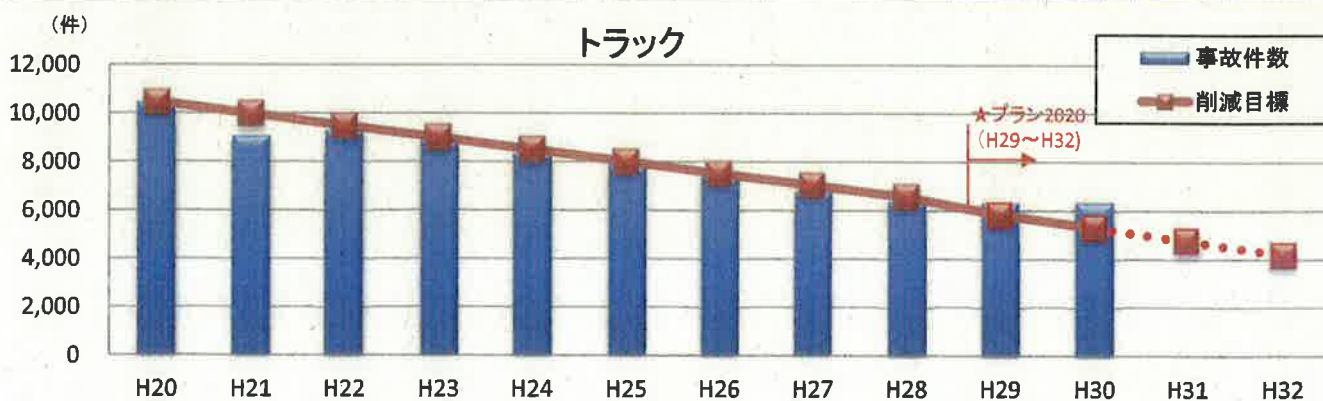
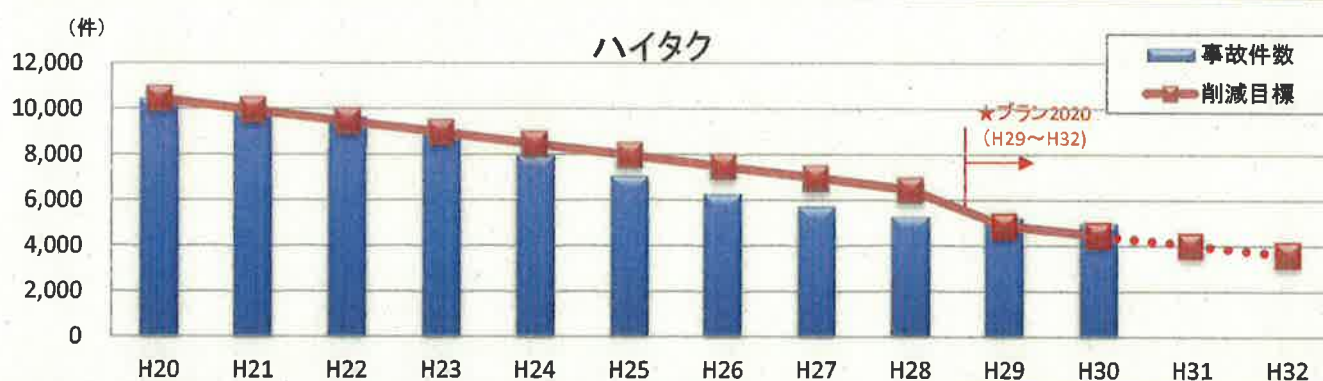
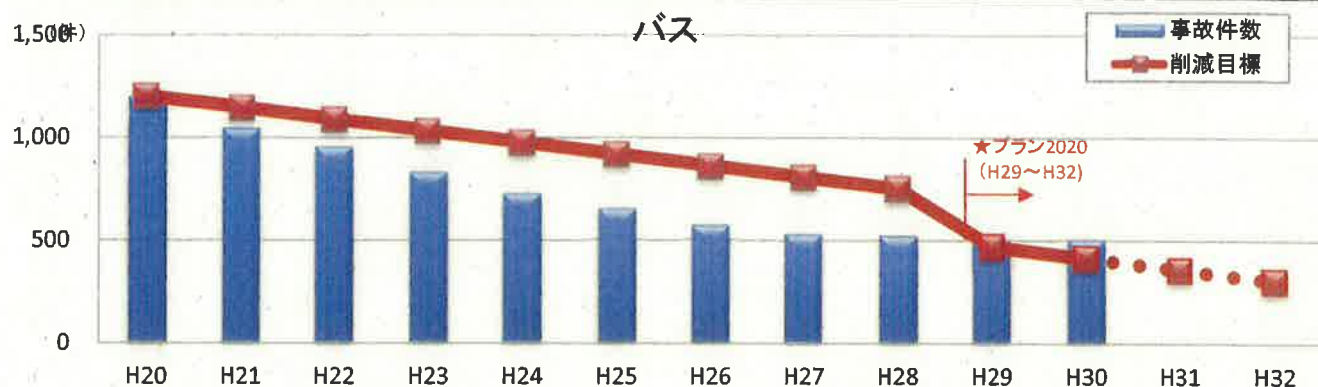


関東では、一貫して僅かながら減少を続けているものの、平成30年には11,882件となり削減目標を達成できず。また、全国でも、削減目標を達成できず。



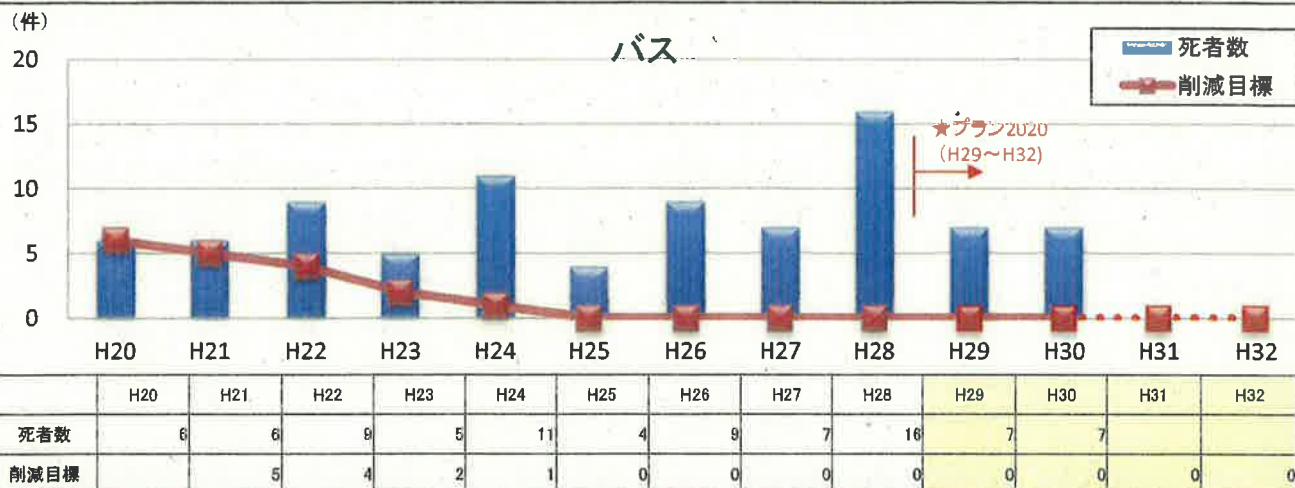
関東では、平成27年から平成29年までは減少傾向であったが、平成30年には99人と昨年より増加し、削減目標(85人)を達成できず。また、全国でも削減目標を達成できず。

関東の業態別事業用自動車の交通事故削減目標達成状況(第1当)

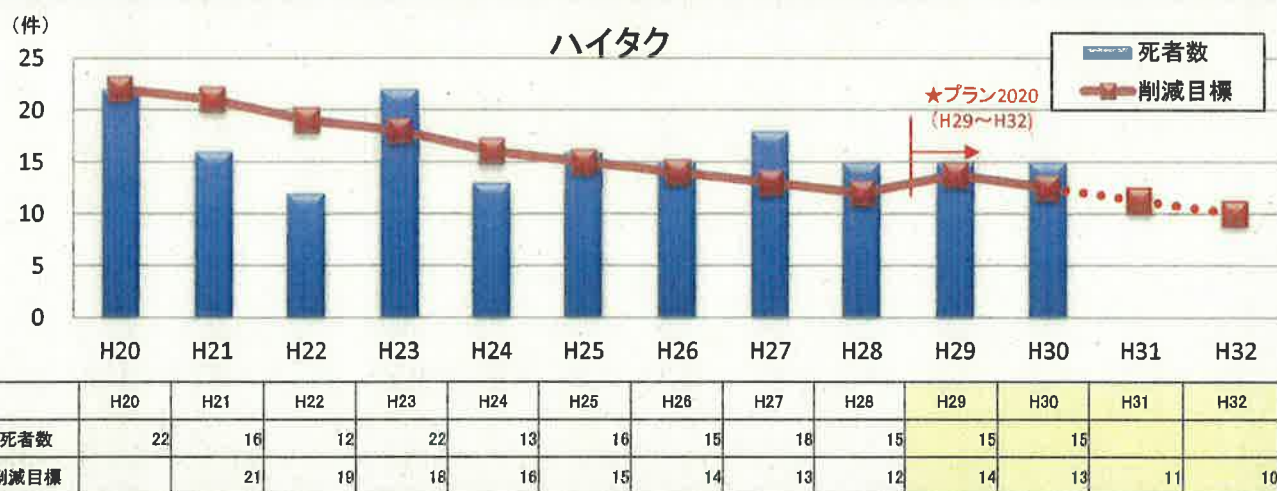


バス、トラックとも件数は増加し、各業態とも削減目標を達成出来ず。

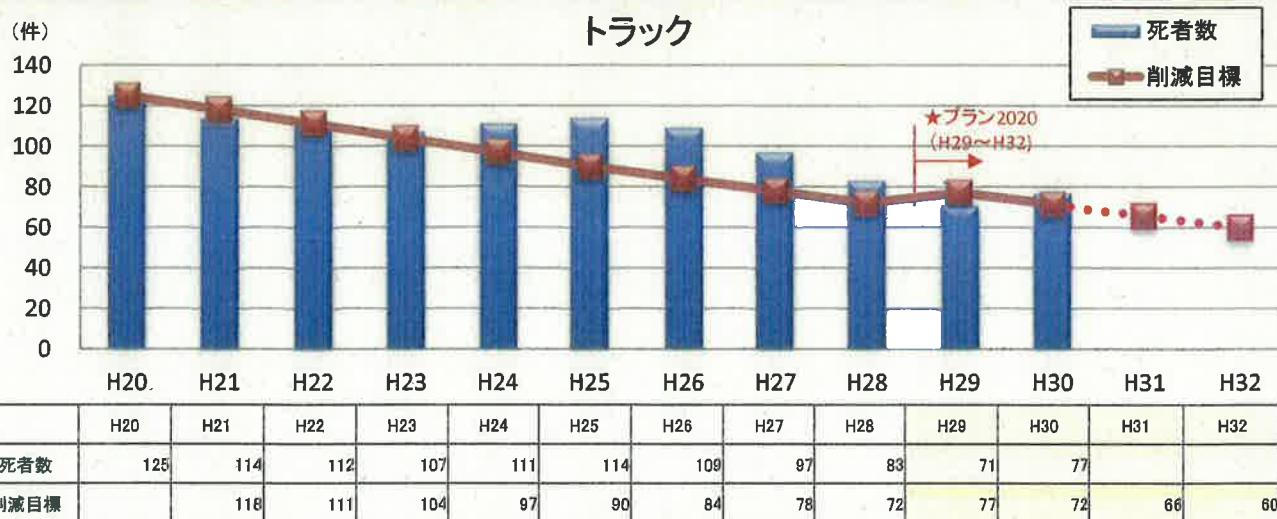
関東の業態別事業用自動車の交通事故死者数削減目標達成状況(第1当)



平成30年の死者数は7名と平成29年とかわらず、削減目標(0人)を達成できず。



平成30年の死者数は15人と平成28年からかわらず、削減目標(13人)を達成できず。



平成30年の死者数は77人と平成29年より増加、削減目標(72人)を達成できず。